

生活相談員に

高橋良子さん



私たちの暮らしは個性化・多様化し、それに伴い日常生活でのトラブルも複雑化しています。これらの問題を解決するため相談活動している生活相談員に高橋良子さん（☎伊里前）が新しく委員になりました。

－お気軽にご相談ください－

町では、4人の生活相談員が皆さんの相談に応じています。生活するうえで何か困り事があった場合には、お気軽に相談してください。

◎定例相談日

- ◇日時 毎月第1、第3木曜日  
午前10時から午後3時
- ◇場所 志津川保健センター(相談日が変更になる場合があります)
- ◇問い合わせ 志津川保健センター ☎46-5113

身体障害者相談員に

阿部幸子さん



身体障害者に対する正しい認識と理解の普及活動や、身体障害者とその家族の相談に対応する身体障害者相談員に阿部幸子さん（☎石浜）が新しく委嘱されました。

町では3人の身体障害者相談員が、相談に応じています。

二地区の民生児童委員が変わりました

身近な相談役の民生児童委員に、2人が新しく委嘱されました。  
清水・大上坊地区 阿部かつ子さん  
港地区 阿部 正人さん

※民生児童委員は46人が委嘱され、各地域で活動しています

平成18年度宮城県下水道排水設備工事責任技術者試験及び受験講習

試験

- ◇試験日時 11月1日(水) 午後1時30分～4時
- ◇試験会場 宮城県教育会館、ほか
- ◇申込期間 9月1日(金)から15日(金)

受験講習

- ◇講習日時 10月24日(火) 午前9時～午後4時
- ◇講習会場 宮城県教育会館、ほか
- ◇申込期間 試験申込の際に受付申込み・問い合わせ

南三陸町上下水道事業所

☎46-5600

南三陸町上下水道歌津事業所

☎36-3210

※申込書は8月下旬から上記各事業所で配布します。

放置駐車を取り締まりが強化されました！

ここが変わりました

道路交通法の一部改正が6月1日に施行され、放置駐車に対する、取り締まり、罰則等が強化されました。

民間法人に放置駐車取り締まり業務を委託

ドライバーがすぐに運転することができない状態にある「放置駐車」の取締りの一部が民間法人に委託され、警察官・交通巡視員に加え、民間の「駐車監視員」による放置駐車の確認と「放置車両確認標準」の取り付けが行なわれます。  
放置車両が確認されると即違反となります。

車の使用者に「放置違反金」

放置駐車を取り締りを受けた車のドライバーが出頭しない場合や、ドライバーが反則金を納付しない場合は、その車の使用者に「放置違反金」の納付が命ぜられます。

「放置違反金」を納付しないと車検拒否

車の使用者が「放置違反金」を納付しなければ、その車の車検が拒否されます。  
「放置違反金」を滞納して督促を受けた場合、財産の差し押さえによる強制徴収を受けることもあります。  
また、「放置違反金」の納付命令を繰り返し受けた使用者は、一定期間、車両の使用が禁止されます。

- 放置駐車とは…ドライバーが車両を離れて直ちに運転することができない状態にある違法駐車。
- 車の使用者とは…車両を使用する法的権限を有し、その運行を支配し、管理するものをいい、通常は車検証の使用者の欄に記載されている者が該当。

問い合わせ

危機管理対策室 ☎46-1376 (直通)

「反則金」と「放置違反金」の額

●駐停車禁止場所等に駐車しているもの	大型・・・25,000円	普通・・・18,000円	二輪・原付・・・10,000円
●駐車禁止場所等に駐車しているもの	大型・・・21,000円	普通・・・15,000円	二輪・原付・・・9,000円
●時間制限駐車区間に時間超過するなどして駐車しているもの	大型・・・12,000円	普通・・・10,000円	二輪・原付・・・6,000円